

## 建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の発注する建設工事の完成検査による工事成績に対し不服がある場合の不服の申立手続を定める。

### (対象)

第2条 この要綱による不服申立ての対象は、琴浦町建設工事成績評定要綱（平成22年琴浦町訓令第22号。以下「訓令」という。）第4条により工事成績評定の結果を通知したものとす。

### (不服申立て)

第3条 工事成績評定の通知を受け、かつ、検査結果の説明の請求をした者は、工事成績に不服がある場合には、当該説明の請求に対する回答を受けた日の翌日から起算して10日以内（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は、当該期間に含まないものとする。）に、町長に対し、別記様式により不服を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立てが同項の期間経過後になされたとき、その他この要綱に定める要件を満たさないときは、町長は、当該不服申立てを却下する。

### (対応措置)

第4条 不服申立てに理由がないときは、町長は、当該不服申立てを棄却する。

2 不服申立てに理由があるときは、町長は、当該不服申立てに係る工事成績を取り消し、新たな工事成績を通知する。

3 町長は、不服申立てに対し第1項又は前項の規定による措置を講ずるに当たり、琴浦町指名審査委員会の意見を聴くものとする。

4 対応措置は、原則として、不服申立てを受けた日の翌日から起算して1月以内に行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成22年7月1日以降に発注する建設工事の完成検査による工事成績について適用する。

別記様式

不 服 申 立 書

年月日

琴浦町長 様

名称  
代表者 氏 名 印

年 月 日付けで通知のあった工事成績について不服があるので、下記のとおり申し立てます。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 工事期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 完成検査 年 月 日

[ 不服内容]